

議案第 108 号

伊賀市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

伊賀市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 24 年 9 月 4 日提出

伊賀市長 内 保 博 仁

記

伊賀市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
伊賀市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 185 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 西山地区農業集落排水処理施設の項の次に次のように加える。

神戸地区農業集落排水処理施設	伊賀市下神戸 3244 番ほか	伊賀市上神戸、下神戸、 柊川、上林、古郡、比土
----------------	-----------------	----------------------------

別表第 2 西山地区農業集落排水処理施設の部の次に次のように加える。

神戸地区農業集落排水処理施設	一般家庭	基本料金	2,625 円
		加算料金 (人数割料金)	1 人につき 525 円
	事業所等	基本料金	2,625 円
		加算料金 (人数割料金)	令第 32 条第 1 項の規定 に基づき算出した人員 1 人につき 525 円を加 算した額

別表第 3 中

「

西山地区農業集落排水処理施設

を

「

西山地区農業集落排水処理施設
神戸地区農業集落排水処理施設

に改める。

附 則

この条例は、平成25年1月1日から施行する。